

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定状況

令和6年4月1日現在

大分類	小分類	地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	宅地造成等工事 規制区域 指定面積 (ha)	特定盛土等 規制区域 指定面積 (ha)	合計指定面積 (ha)	区域指定市町村等 (管内一円の場合は「全域」)
福島	(A)	福島県	福島県告示第225号	令和6年3月26日	18,210	12,830	31,040	西郷村、矢祭町の全域
	小計				18,210	12,830	31,040	
大阪	(A)	大阪府	第556号	令和6年4月1日	115,697	211	115,908	全域
	(C)	豊中市	-	令和6年4月1日	3,660	0	3,660	全域
	(C)	高槻市	高槻市告示第122号	令和6年4月1日	10,529	0	10,529	全域
	(C)	枚方市	告示第178号	令和6年4月1日	6,512	0	6,512	全域
	(C)	八尾市	八尾市告示第143号	令和6年4月1日	4,172	0	4,172	全域
	(C)	寝屋川市	寝屋川市告示第119号	令和6年4月1日	2,470	0	2,470	全域
	(C)	東大阪市	-	令和6年4月1日	6,178	0	6,178	全域
小計				149,218	211	149,429		
兵庫	(B)	神戸市	神戸市告示第660号	令和6年4月1日	55,702	0	55,702	全域
	小計				55,702	0	55,702	
鳥取	(A)	鳥取県	鳥取県告示第608号	令和6年1月1日	3,195	270,975	274,170	全域
	(C)	鳥取市	鳥取市告示第648号	令和6年1月1日	2,211	74,320	76,531	全域
	小計				5,406	345,295	350,701	
広島	(A)	広島県	広島県告示第1126号	令和5年9月26日	207,974	472,610	680,584	全域
	(C)	呉市	呉市告示第69号	令和6年4月1日	28,788	6,275	35,063	全域
	(C)	福山市	福山市告示第240号	令和6年4月1日	43,804	7,972	51,776	全域
	小計				280,566	486,857	767,423	
合計				509,102	845,193	1,354,295		

【注意事項】

- 「小分類」は、(A)都道府県 ((B)~(C)を除く。)、(B)指定都市、(C)中核市を表す。
- 該当ない場合は、「告示番号」欄に「-」を記入すること。
- 「施行年月日」について、「指定年月日」と「規制を開始した年月日」が異なる場合、「規制を開始した年月日」を記入すること。
- 「区域指定市町村等」欄には、管内一円の場合は「全域」と、当該市町村等の全域ではない場合は「○○市の一部」等と記入すること。
- 1つの地方公共団体に複数の告示を行っている場合は、行を追加して記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和6年4月1日現在

地方公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定						備考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	
福島県	福島県規則第44号	令和6年3月26日	①						①盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、小段の設置その他措置を規定
東京都	東京都条例第三十六号	規則で定める日 (令和6年7月下旬予定)			③			⑦	③中間検査を要する規模の引き下げ、特定工程の追加 ⑦監督処分公表、盛土規制法調書の調製・閲覧を規定
東京都	東京都規則第八十一号	規則で定める日 (令和6年7月下旬予定)	①					⑦	①法面の標準形状、任意設置擁壁の構造の制限等を規定 ⑦工事着手届、廃止届、定期報告の様式等
豊田市	令和5年条例第72号	令和6年10月1日 (予定)		②					②特盛区域で許可が必要な規模を、宅造区域と同一に規定
大阪府		令和6年4月1日	①						①擁壁等に代わる措置を規定
豊中市	—	令和6年4月1日	①						①排水施設の管渠の勾配及び断面積について、降雨量、流出係数を規定 ①擁壁等に代わる措置を規定
高槻市	令和6年高槻市規則30号	令和6年4月1日	①						①擁壁等に代わる措置を規定 ①排水施設の基準を規定
枚方市		令和6年4月1日	①					⑦	①擁壁等に代わる措置を規定 ⑦「届出工事の変更の届出」を規定 ⑦住民への周知方法に対面による説明を追加
神戸市	神戸市規則第90号	令和6年4月1日						⑦	申請、届出に伴う各種様式の追加

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和6年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定						備考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の 表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	
鳥取県	鳥取県告示第608号	令和6年1月1日	①	②	③	④	⑤	⑥	①土砂を処分するための盛土をする場合の盛土勾配（27度以下）及び盛土が5mを超える場合等の小段について規定 ②③④政令に規定する規模「3,000㎡」を「2,000㎡」に引下げ ④報告事項として「土砂を搬入させた者の氏名及び住所」、「搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地」等を追加 ⑤⑥値を1mと規定
鳥取市	鳥取市条例第31号	令和5年12月22日	①	②	③	④	⑤	⑥	①土砂処分のための盛土に対して地表面角度の制限を規定。一定規模盛土に対する小段設置措置を規定。 ②盛土等の規模変更（面積3,000㎡から2,000㎡へ） ③盛土等の規模変更（面積3,000㎡から2,000㎡へ） ④盛土等の規模変更（面積3,000㎡から2,000㎡へ） ⑤標高差の変更（30cmから1mへ） ⑥標高差の変更（30cmから1mへ）
呉市	呉市告示第69号	令和5年12月22日		②		④			②特定盛土等規制区域における許可を要する規模を切り下げ（法における届出対象規模→許可対象規模） ④定期報告の期間の短縮（工事期間3月未満→45日）
福山市	福山市告示第240号	令和6年4月1日	①	②		④			①1時間の降雨量、流出係数、割増率の強化 ②特定盛土等規制区域についても宅地造成等工事規制区域と同等の規制に強化 ④定期報告を求める期間を3か月未満から45日に強化
広島県	告示第1126号	令和5年9月26日		②		④			②1、高さが2mを超える土石の堆積 2、前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの ④工事の期間が3ヶ月未満のものに限り、45日とする。

- 付加規定を条例又は規則により規定している場合に記入すること。
- 該当ない場合は、「告示番号」欄に「-」を記入すること。
- 「地方公共団体名」には、都道府県・指定都市・中核市の名称を記入すること。
- 1つの地方公共団体で複数の告示を行っている場合は、行を追加して記入すること。
- その他の強化、付加等規定がある場合には「○」を記載するとともに、備考欄に内容を記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和6年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容											備考		
			① 法第12条・第30条(許可)	② 法第15条・第34条(許可の特例)	③ 法第17条・第35条(完了検査等)	④ 法第18条・第37条(中間検査)	⑤ 法第19条・第38条(定期報告)	⑥ 法第21条・第40条(届出)	⑦ 法第22条・第41条(催告)	⑧ 法第23条・第42条(改善命令)	⑨ 法第24条・第43条(立入検査)	⑩ 法第25条・第44条(報告徴収)	⑪ 法第27条(特定区域の届出)		⑫ 不法・危険盛土等パトロール	⑬ その他(※備考に記載)
東京都	23区及び町田市	規則で定める日 (令和6年7月下旬予定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※法第20条監督処分(略式代執行、行政代執行は除く)等ほぼ全ての事務を移譲 ⑬ ・省令第八十八条の規定による証明書関連事務 ・東京都条例の規定による特定工程関連事務 ・東京都条例の規定による
大阪府	茨木市、箕面市、和泉市	令和6年4月1日	○※1	○※1	○※1	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※1	○※5	※1 市街化区域内に限る ※2 ※1及び②各2項に係るもの ※5 旧宅造法の経過措置事務
大阪府	岸和田市	令和6年4月1日				○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3			○※5	※3 ②各2項に係るもの ※5 旧宅造法の経過措置事務
大阪府	松原市、藤井寺市、貝塚市、泉佐野市	令和6年4月1日				○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4			○※5	※4 ②各2項に係るもの(市街化区域内に限る) ※5 旧宅造法の経過措置事務
広島県	竹原市 三原市 尾道市 三次市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 熊野町 坂町	令和5年9月28日	○		○	○	○	○	○	○	○	○				

【注意事項】

- 1 都道府県知事の事務処理を移譲している場合に、都道府県のみ記入すること。(指定都市、中核市は回答不要。)
- 2 該当ない場合は、「移譲市町村名」欄に「-」を記入すること。
- 3 移譲した事務の内容に該当する項目がある場合に「○」を記入すること。
- 4 「不法・危険盛土等パトロール」の欄には、法に基づくものではないもの、市町村等への移譲又は協力体制構築している場合に「○」を記入すること。
- 5 その他の移譲項目がある場合には「○」を記載するとともに、備考欄に内容を記入すること。